

米子市循環バスその1仕様書

1. 売却物件 米子市循環バス 1台

2. 売却物件の仕様

区 分	物 件
自動車登録番号	鳥取 200 か 151
車名及び型式	日野レインボー KK-HR1JEEE
初 度 登 録	平成 14 年 2 月
車 体 寸 法	全長 6,990mm 全幅 2,300mm 全高 2,940mm
乗 車 定 員	35 人 (座席 16 人、立席 18 人、乗務員 1 人)
排 気 量	7.96 リットル
動力伝達装置	直結 5 速 FF シフト (AT 設定なし)
走 行 距 離	584,530km (平成 29 年 2 月 17 日現在) ※
満自動車検査証有効期間満了日	平成 29 年 5 月 15 日
自賠償保険期間満了日	平成 29 年 5 月 15 日

※ 3 月下旬まで循環バスとして運行するため引渡時の走行距離は異なります。

3. 車両確認

車両は、現車確認をもって車両状態について承諾したものとみなします。

また、現車確認をされなかった場合も車両状態を承諾したものとみなし、以後の異議不服申し立ては一切認めません。

(1) 日時

平成 29 年 3 月 30 日 (木) 13 時 30 分

(2) 場所

日ノ丸自動車株式会社米子支店 (米子市祇園町 2-241)

4. 売却の条件

(1) 売却車両には、経年や使用等による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等がある。

(2) 米子市の指定する納入通知書により契約金額を納付すること。

(3) 売却車両は、納入通知書兼領収書の原本を地域政策課に提示し、市職員の立会いのもとに車両の引渡を行う。また、引取日時及び具体的な搬送方法については地域政策課と協議すること。

(4) 売却車両の搬送については、買主の責任のもとで行い、搬送等に係る手

続及び費用（保険等含む。）については、買主が負担するものとする。

- (5) 売却車両については、道路運送車両法に基づき速やかに名義変更等を行い、登録識別情報等通知書又は新名義の自動車検査証を地域政策課に提出すること。また、申請に必要な書類は買主がすべて用意するものとし、諸費用は買主の負担とする。
- (6) 売却車両の引取後は、速やかに車両についている「だんだんバス」、「ぐるっと米子」、「DANDANBUS」及び「日ノ丸自動車」の文字を買主の費用負担で全て消去し、作業前と作業後の写真を地域政策課に提出すること。
- (7) 米子市は、売却車両について瑕疵担保責任を負わない。また、引渡後に隠れた瑕疵を発見しても米子市は一切の責任を負わない。
- (8) 引渡した車両は、いかなる理由があっても返品・交換はできない。
- (9) この仕様書に定める事項は原則として変更は認めない。ただし、事前に当事業所と協議のうえ変更理由及び変更内容が正当な事由によるものと認められる場合は、この限りではない。

5. 引渡期間

契約締結後30日以内とする。

6. 引渡日

土・日・祝日を除く日の午前9時から正午又は午後1時から午後4時とし、地域政策課と調整し引渡を受けること。

7. 引渡場所

日ノ丸自動車株式会社米子支店（米子市祇園町2-241）

日ノ丸



